

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
1	確定拠出年金法	平成19年9月30日	-	-	-	<p>第171回国会に「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を提出(平成21年3月6日)、衆議院解散(同年7月21日)により廃案。</p> <p>第174回国会に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」を提出(平成22年3月5日)</p>
2	貸金業法	平成19年12月19日	○	平成22年度(「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)	5年	<p>「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成18年)により、同法の施行(公布から1年以内の政令で定める日(平成19年12月19日))から2年6月以内に改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を行う。</p>
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年	
3	貸付信託法	平成19年9月30日	×	平成23年度	5年	
4	協同組合による金融事業に関する法律	平成20年12月12日	○	平成23年度(「銀行法等の一部を改正する法律」(平成17年)による検討)	5年	
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)		

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
5	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	平成21年1月5日	○	平成23年度	5年	
				平成25年度(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)		
6	銀行法	平成20年12月12日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年)」による検討)	5年	
				平成23年度(「銀行法等の一部を改正する法律」(平成17年)による検討)		
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年	
7	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
8	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	平成20年12月17日	×	-	-	
9	金融機関の合併及び転換に関する法律	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
10	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	平成19年9月30日	○	平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)	5年	
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年	

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
11	金融機能の強化のための特別措置に関する法律	平成20年12月17日	×	-	-	
12	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	平成18年5月1日	×	平成23年度	5年	
13	金融商品取引法	平成21年6月1日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	第174回国会に「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を提出(平成22年3月9日)
				平成22年度(「証券取引法の一部を改正する法律」(平成17年)による検討)		
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)		
				平成25年度(公認会計士法等の一部を改正する法律」(平成19年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)	3年	
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)		
平成27年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による検討)	5年					
14	公認会計士法	平成20年12月1日	○	平成25年度(公認会計士法等の一部を改正する法律」(平成19年)による検討)	5年	

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
15	資産の流動化に関する法律	平成20年12月12日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	
				平成25年度(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)		
16	自動車損害賠償保障法	平成20年12月12日	×	平成23年度	5年	
17	社債、株式等の振替に関する法律	平成21年1月5日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	
				平成25年度(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)		
18	旧出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	昭和58年11月1日	×	平成23年度	5年	
19	商品投資に係る事業の規制に関する法律	平成19年9月30日	-	-	-	
20	信託業法	平成19年9月30日	○	平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)	5年	
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年	

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
21	信用金庫法	平成20年12月12日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	
				平成23年度(「銀行法等の一部を改正する法律」(平成17年)による検討)		
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年	
22	水産業協同組合法	平成20年12月12日	-	-	-	
23	損害保険料率算出団体に関する法律	平成21年7月10日	×	平成23年度	5年	
24	担保付社債信託法	平成19年9月30日	×	平成23年度	5年	
25	中小企業等協同組合法	平成20年12月12日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	
				平成23年度(「銀行法等の一部を改正する法律」(平成17年)による検討)		
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討) (信用協同組合等に関する部分)	3年	

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
26	長期信用銀行法	平成20年12月12日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	
				平成23年度(「銀行法等の一部を改正する法律」(平成17年)による検討)		
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年	
27	電子記録債権法	平成20年12月1日	○	平成25年度(「電子記録債権法」(平成19年)による検討)	5年	
28	投資信託及び投資法人に関する法律	平成21年1月5日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)		
				平成25年度(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)		
29	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法	平成14年4月1日	×	平成23年度	5年	
30	特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法	平成8年6月21日	×	平成23年度	5年	
31	農業協同組合法	平成20年12月12日	-	-	-	
32	農業信用保証保険法	平成20年12月1日	-	-	-	

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
33	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	平成20年12月1日	-	-	-	
34	農林中央金庫法	平成20年12月12日	-	-	-	
35	不動産特定共同事業法	平成20年12月1日	-	-	-	
36	船主相互保険組合法	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
37	保険業法	平成22年1月1日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	第174回国会に「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を提出(平成22年3月9日)
				平成22年度(「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年)による少額短期保険業制度等の検討)		
				平成23年度(「保険業法の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)	3年	
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)	5年	
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)		
				平成25年度(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)		
平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年					
38	前払式証券の規制等に関する法律	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	第171回国会に「資金決済に関する法律案」を提出(平成21年3月6日)

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
39	無尽業法	平成20年12月1日	○	平成23年度	5年	
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年	
40	預金等に係る不当契約の取締に関する法律	平成19年9月30日	×	平成23年度	5年	
41	預金保険法	平成20年12月1日	○	平成23年度(「銀行法等の一部を改正する法律」(平成17年)による検討)	5年	
42	労働金庫法	平成20年12月12日	○	平成22年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年)による検討)	5年	
				平成23年度(「銀行法等の一部を改正する法律」(平成17年)による検討)		
				平成24年度(「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年)による検討)		
				平成25年度(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年)による指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の検討)	3年	
43	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律	平成21年12月4日	×	-	-	

注1 : この表は、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しを推進するために、規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することを目的としています。(その趣旨・目的等に照らして適当としないものは除きます。)

注2 : 「見直し年度」の欄に記載された年度は見直しの必要性の検討を含む見直し実施年度を意味するものであり、検討の結果、現行制度・運用を維持する場合があります。

注3 : 「見直し年度」・「見直し周期」については、以後の社会経済情勢の変化により、当初設定された年度・周期を適時見直す場合があります。

注4 : 「見直し年度」前に規制改革・民間開放要望などの具体的ニーズ等に基づく見直し要望が生じた場合は、上記の「見直し周期」とは別に、都度、見直しの必要性を検討します。

注5 : 他省庁が主管である法律(金融庁単管部分がある場合を除く)で、他省庁において、見直し条項の有無、次回の見直し年度及び見直し周期等を記載していない法律及び時限立法については、当庁においても記載していません。